

議案第25号

目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年6月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年10月目黒区条例第36号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は延滞の場合を除きその利率を年3パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第2項ただし書中「貸付金」を「災害援護資金」に改め、同条第3項中「・保証人・一時償還・」を「、一時償還、」に、「第12条」を「第11条」に改める。

付則第2項中「。以下「平成23年特別令」という。」を削り、「第14条の」を「第14条第2項の」に、「平成30年3月31日」を「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）第14条第2項に定める日」に、「第14条中」を「第14条第2項中」に、「3パーセント」を「3

パーセント以内で規則で定める率」に改め、「（保証人を立てる場合にあっては、無利子）」を削る。

付則第3項を削る。

付則第4項中「付則第2項」を「前項」に改め、「及び保証人」及び「及び平成23年特別令第14条第7項」を削り、同項を付則第3項とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

(説明) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）により災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）が改正されたこと等に伴い、災害援護資金の貸付けに係る要件及び利率を見直し、償還方法を拡充するとともに、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができない。</p> <p>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は延滞の場合を除きその利率を年3パーセント以内で規則で定める率とする。</p> <p>3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、令第11条から第11条までの規定によるものとする。</p>	<p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除・保証人・一時償還・違約金及び償還金の支払猶予については、令第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。</p>

付 則

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第12条第3項、第13条第2項及び第14条第2項の規定の適用については、第12条第3項中「その者の被災の日の属する月の翌月1日を経過する日」とあるのは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）第14条第2項に定める日」と、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、第14条第2項中「年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条第2項中「年3パーセント以内で規則で定める率」とあるのは「年1.5パーセント」とする。

付 則

る。

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第12条第3項、第13条第2項及び第14条の規定の適用については、第12条第3項中「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは「平成30年3月31日」と、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあっては、無利子）」とする。

3 前項の災害援護資金の貸付けについて保証人を立てる場合にあっては、当該保証人は、当該災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負

<p>3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項の規定によるものとする。</p>	<p>担するものとし、その保証債務は、令第10条の規定による違約金を包含するものとする。</p> <p>4 付則第2項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。</p>
---	---